

鳴門市第二中学校に係る学校部活動の方針

令和8年4月
鳴門市第二中学校

1. 目的

鳴門市第二中学校の学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われるものである。部活動を通してスポーツ・文化芸術に親しみ、さらには学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、規範意識の向上等に資するものであり、また生徒同士や教師等との好ましい人間関係の構築、社会性の育成を図ることを目的として行うものとする。

2. 基本方針

(1) 学校部活動の方針の策定等

ア 校長は毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を各学校のホームページへの掲載等により公表する。

イ 部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。また各部の生徒・保護者に対して計画書等を送付し、通知する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

少子化が進行する中、本校においても、生徒数の減少等に伴い、学校部活動に加入する生徒が減少の一途をたどっている。また、専門的な技術指導ができないといった教師の割合が約半数近くに上るなど、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっている。このような状況下、教師が部活動顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

よって、国・県・市が進める部活動改革及び地域クラブ活動の推進と連携を図りながら、生徒にとって安全で魅力的な活動環境を確保するため、指導・運営体制の再構築を進める。

具体的には、指導者の確保状況や生徒の加入ニーズ、安全管理・運営体制等を総合的に勘案し、各部活動の設置や運用を単年度ごとの更新制とする（ただし新年度から新たな部活動を増やすことはない）。これにより、限られた教育資源の中で質が高く安全な指導環境を維持するとともに、時代のニーズや生徒の希望に応じた柔軟な部活動体制の構築を目指す。

なお、毎年度の設置・更新にあたっては、生徒の希望や入部状況、指導体制の確保状況等を踏まえ、理解と協力を得ながら進めるものとする。また、校内での単独維持が困難となった場合であっても、他校との合同部活動の結成や地域クラブ活動への移行・連携など、生徒が運動・文化活動に継続して親しめる機会の確保に努める。

ア 校長は、教師だけでなく部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

- エ 校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(3)合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ア 校長及び部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)を徹底し、体罰やハラスメントを根絶する。
- イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高めること等を正しく理解し、効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行うよう努める。
- ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(4)適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間(オフシーズン)を設けることが望ましい。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

3. 本年度設置する部活動

ア 運動部

○野球部 ○サッカー部 ○バレーボール部 ○バスケットボール部(男女)
○陸上部 ○卓球部 ○ソフトテニス部(男女) ○弓道部

イ 文化部

○吹奏楽部 ○美術部

4. 学校部活動の地域連携

ア 校長は、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。

イ 校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

5. 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

校長は、都道府県中体連及びその域内の中体連並びに学校の設置者が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。